

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入支援やBCP/事業継続（取引先の災害時の事業継続計画の助言等）策定の支援も進めます。

（個別項目）

- a. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

弊社は、環境保護と持続可能な開発に貢献する為、積極的なグリーン化の取り組みを行います。

まず、再生可能エネルギーの活用など、企業活動における環境負荷を最小限に抑えるための技術やプロセスを導入します。また、循環型経済を推進し、資源の効率的な利用を促進します。我々は、パートナー企業と共に持続可能なビジネスモデルを構築し、地域社会にポジティブな影響をもたらすことを目指します。

- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

弊社は、従業員の健康と幸福を重視し、健康経営に積極的に取り組みます。

まず、働きやすい環境の整備やワーカーライフバランスの充実を図り、従業員のストレスや負荷を軽減する取り組みを推進します。さらに定期的な健康診断や健康プログラムの提供など、従業員が健康的なライフスタイルを維持するための支援を提供します。我々は、従業員が健康で充実した生活を送り、仕事においても最高のパフォーマンスを発揮できるよう努め、企業全体の持続的な成長に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2025年6月1日
2026年1月1日更新

※受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

松本建設株式会社 代表取締役社長 松本純明
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。